

daily コラム

2017 年 10 月 17 日(火)

〒810-0001 福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7 階
税理士法人かさい会計 TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417
Email info@kasai-grp.co.jp

契約書の作成意義とは

契約書がなくても契約は成立する

合意書や契約書がない場合でも合意や契約は有効ですか、という質問を受けますことがあります。

民法では、契約は当事者間の意思の合致により成立するとされています。例外として、金銭消費貸借契約の場合に意思の合致だけではなく実際の金銭の交付がなければならない、保証契約は書面等によらなければならないなどの特例はありますが、原則としては、書面がなくても契約の「申込」(発注)と「承諾」(受注)の意思表示が行われた時点で契約は成立するのです。

なぜ契約書を作成するのか

それでは、なぜ契約書を作成する必要があるのでしょうか。

それは、主として、後々、紛争や裁判になった際に、契約締結の有無、また、契約内容や合意事項を証明することができるようにするためです。

この点、契約書でなくとも合意内容を示すものであればよいため、メールやFAXのやりとりなども契約書に代わる証拠として有効となることがあります。取引の相手に契約書の作成をお願いしにくい、という場合には、単なる口頭合意だけではなく積

極的にメールなどで合意内容を残しておく
と役立ちます。

とはいえ、契約書は社長などの最終決裁者がその内容を確認したうえで押印していることが前提となりますので、やはりメールよりはるかに高い証明力を有します。

契約書に何を書くか

契約書の作成は面倒、と思われる方も多
いかもしれません。しかし、実は互いの債
務の内容を特定して記載するだけの契約書
でも多くの紛争を予防できます。このとき、
「誰が」「誰に」「いつ」「何を」「どうするか」
を具体的に記載します。例えば、売買契約
書であれば「甲は乙に対し、平成 29 年 10
月 1 日までに、商品〇〇を引き渡す。」「乙
は甲に対し、平成 29 年 10 月末日までに、
売買代金として〇〇円を支払う。」のように
債務の内容を具体的かつ明確に特定して記
載します。これだけでも、トラブルが起こ
った際にどちらが契約違反をしているかが
明確になり、紛争の拡大を防止することが
できるのです。



契約書は裁判になっ
た場合の強力な武器
になります。